

1. 授業の基本情報

- 科目区分：学部・特別支援教育専門科目
- 科目名：特別支援教育の理念と制度
- 担当教員：特別支援教育講座全教員による分担授業
- 今回取り上げた授業：第7回目授業テーマ「肢体不自由児の教育」および第8回授業テーマ「病弱児の教育」という、筆者（中野）の担当回
- 授業日時：令和元年12月2日および12月9日の4限目
- 登録学生数：34名

2. 授業研究

①本授業全体の目的：本授業は特別支援学校教員免許状の取得に必要な第1欄、すなわち特別支援教育全体の総論的事項を扱うものである。つまり、特別支援教育に関する基礎的事項と各障害領域の内容を俯瞰・概説することが目的である。そのために本授業は特別支援教育講座の教員全員が各自の専門領域を中心にオムニバス式で担当している。対象は免許取得が必須である特別支援教育教員養成課程の1年生が中心であり、免許取得を志す他課程の学生が少数混在する構成となっている。

②授業内容：筆者が担当するテーマは「肢体不自由児の教育」と「病弱児の教育」である。前者は特別支援学校教員免許状の領域「肢体不自由」に対応しており、運動機能の障害がある子どもの特徴と教育学的特徴を扱う授業である。また、後者は免許領域「病弱」に対応しており、慢性疾患により生活規制を伴っている子どもの生理・病理・心理的特徴と教育学的特徴を扱う授業である。事実

上、受講生のほぼ全員が免許状取得を目指しているため、第2欄、すなわち各障害領域の専門的事項を扱う授業も履修予定もしくは既習である。したがって、本授業では高度な専門知識の教授よりも基礎的知識とその運用に焦点をあてるべき授業と言える。

③筆者が担当する授業テーマとその目的

○テーマ：「合理的配慮の提供は今の私たちにもできる！」

○当該授業の目的：免許状における第1欄対応授業や受講生の実情に合わせ、専門知識の獲得は最低限のものに限る。限られた知識ながらそれをを用いて主体的・論理的に思考することにより、具体的な合理的配慮を考案することが本授業の目的である。さらに各自が考案した具体的配慮事項について次回授業の冒頭で筆者からコメントを加えながら紹介し、全員で共有することにより、意見の共通性や多様性を理解しながら学びを深めることも目的とする。

○実際に行った授業構成

12/2「肢体不自由児の教育」

①障害者差別解消法と合理的配慮に関する基礎事項の説明

まずは合理的配慮の概念を教授する目的で、簡単な講義を行った。最初に「障害者の差別の解消に関する法律」に記された「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供義務」について概説を行った。その際に、「合理的配慮と基礎的環境整備」、「バリアフリーとユニバーサルデザイン」という考え方も同時に紹介し、法律の制定背景や国際的な動向も含めて講義した。

②肢体不自由児の基礎的状态像の説明

特別支援学校を始めとして肢体不自由児の基礎疾患として最も高頻度に出あうであろう「脳性麻痺」を題材として、肢体不自由児の基本的病理像を説明した。

③障害者支援の原則の説明

障害児者支援には大きく二つの方向がある。それが「苦手を補助する」と「得意（できること）を生かす」ことである。その2方向の理解が支援方法を発案するヒントとなり、目的志向型の支援を計画・実行しやすくなることを説明した。

④学校場面を想定した肢体不自由児への合理的配慮の発案・記載

「肢体不自由児が通っている学校のクラス担任」という設定で、可能性のある合理的配慮や具体的支援方法を発案させた。その際に、前項で紹介した原則を拡大し、「移動することを補助する」支援と「移動が必要ではない方法をとる」という2方向に分けて発案するよう指示した。発案内容は受講生にあらかじめ配布した用紙に2方向に分けて記載させ、この授業の感想も付記させて授業後に提出させた。

12/9 「病弱児の教育」

①前回の授業時の合理的配慮例の紹介

病弱児の内容に入る前に、12/2の授業最後に提出したレポートから受講生が実際に発案した合理的配慮・支援例を紹介した。具体的には、黒板に「移動することを補助する」方法と「移動が必要ではない方法をとる」という方向別に、受講生の代表的アイデアを羅列した。ここで強調したことは、

- ・専門的知識が少なからうとも、合理的配慮は発案できる
 - ・想像力が重要であり、実際の場面に身を置かずにトレーニング可能
 - ・2方向にわけて発案してもらったが、個々の支援方法はどちらに分類すべきか判断しにくいものもある
- という3点である。

以下、12/2と同様、

②病弱児の基礎的病態像

③障害者支援の原則の説明

④学校場面を想定した病弱児への合理的配慮の発案・記載と授業を進めた。

○この授業を実施した結果・考察

合理的配慮は専門的知識や経験などなくとも、最低限の知識とそれを使った想像力により、学校場面で実際に発生しうる具体例を想像可能なことを目的とした授業である。受講生たちが記載した内容は現実の学校現場で提供されている支援内容そのものである。また、後述のアンケート（感想）結果からも、個別対応を体感させることにより合理的配慮の提供が他人事・難解なことという先入観を固定化しないための一定効果があった印象である。なお、大半の受講生が1年生であり、教育実習が2年後という段階であるが、学校を想定した設定で発案する方法により教職への早期暴露と同様の効果も期待した。

○受講生へのアンケート結果（抜粋）

「想像して考えれば合理的配慮につながる考えばできることが学べた」

「『苦手の補助』と『得意を生かす』考えは支援を考える際に有用だが、ケースによっては必ずしもわけられないことを知った」

「障害者と接する機会がなかなかないが、積極的に参加したい」

「合理的配慮は今回の授業で初めて知った。想像をすることが大切だと思った」

「障害者のできることとできないこと両方に注目する必要があるとわかった」

「基礎的環境整備と合理的配慮がどう異なるのか悩ましかったが、対応内容だけでは分けられないことや概念の違いを学べた」

「合理的配慮は一方向的ではなく、相互の理解に基づくものだとわかった」

「学校でおこりうる支援計画を想像で体験できた」

○課題

- ・第1欄授業としてはやむを得ないが、扱う絶対的知識量が少ない。アクティブ・ラーニングそのものの持つ課題ではある。

- ・次回授業で情報共有するという手法がスピード感に欠ける。授業内の発表・討論やICT利用もすべきか。

- ・前項に絡むが、12/9の振り返りがかなり先の別の授業時になってしまった。

など、今後の授業に向けた検討が必要である。

3. 地域社会を核とした教育と研究のつながり

○医療機関からの要請に基づく学生派遣ボランティア

筆者は医療機関からの要請にもとづき、長期入院児に対する学習ボランティアの派遣を行っている。医療機関からの要請理由は、

- ・院内学級がないケースでは特に長期入院児の学習の遅れ不安が強い

- ・固定化された活動や人間関係がさらなる入院児の生活の質（QOL）低下を招きかねない

などである。

そのため、筆者は学習支援を希望する学生をボランティアとして派遣している。ただし特別支援教育や病弱児教育の基礎的内容を履修した学生に限定している。それには「病弱児教育の実践経験」を期待した活動であることが理由である。教育的な狙いは以下である。

- ・特別支援の専門免許状4領域の一つである「病弱児」への教育体験の貴重な機会となる。

- ・特性ある子どもへの支援という、特別支援教育そのものの実践となっている体験である

- ・入院や医療（機関）について、将来連携・協働すべき施設を通して体験的に理解できる

- ・学習内容そのものも子どもと相談して決めていくため、授業力そのものの向上効果が期待できる

長期入院児の発生は、院内学級が整備しきれていない医療機関では偶発的である。しかし日ごろから協働システムを構築しているため、今年度も突然の要請に対して集中的な学生派遣ができた。今後も継続していくべき地域と密接に関わった学生教育機会である。